

第1号様式

コンソーシアム（共同事業体）応募参加届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

フリガナ コンソーシアム の 名 称		
代 表 者	所 在 地 名 称 代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地 名 称 代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地 名 称 代表者職氏名	

この届出書及び添付書類のすべての記載事項は事実を相違ないことを誓約します。

注）構成員が2者又は4者以上の場合は、適宜「その他の構成員」欄を削除または追加すること。

第2号様式

委任状

年 月 日

名古屋市長

(委任者)

所在地

名 称

代表者

印

私は、名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業受託事業者の応募に係るコンソーシアムの参加に際しては、下記のことを代理人と定め、応募書類の提出及び協定の締結に関する一切の権限を委任します。

記

(受任者)

所在地

名 称

代表者

別記様式

コンソーシアム（共同事業体）協定書準則

（目的）

第1条 当コンソーシアム（共同事業体）は、名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業（以下「研修事業」という。）の受託事業者として、当該研修の企画及び実施・運営を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当コンソーシアム（共同事業体）は、〇〇コンソーシアム（以下「当コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当コンソーシアムは、事務所を〇〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当コンソーシアムは、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、研修事業の受託期間が終了し、当コンソーシアムの精算が終了するまでとする。

2 研修事業の受託予定事業者として選考されなかったときは、当コンソーシアムは、前項の規定に関わらず、名古屋市とその他法人等との間で研修事業の委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

（代表者）

第6条 当コンソーシアムは、〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 代表者は、研修事業の企画及び実施・運営に関し、当コンソーシアムを代表し、下記の権限を有するものとする。

（1）名古屋市との連絡調整を行うこと。

- (2) 研修事業の応募に関する事。
- (3) 研修事業の受託契約の締結に関する事。
- (4) 委託料の請求及び受領に関する事。
- (5) 当コンソーシアムに属する財産の管理に関する事。

(構成員の責任分担の割合)

第8条 当コンソーシアムの構成員の責任分担割合は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇 〇〇%
〇〇〇〇〇 〇〇%

(運営委員会)

第9条 当コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、研修事業の企画及び実施・運営に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、研修事業の企画及び実施・運営に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇〇〇〇とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当コンソーシアムは、研修事業の受託期間終了後、決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(研修事業受託期間中における構成員の脱退に関する措置)

第14条 構成員は、名古屋市及び構成員全員の承認を得なければ、当コンソーシアムの精算が終了するまで脱退することはできない。

2 構成員のうち研修事業の受託期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員は、連帯して研修事業の企画及び実施・運営を完了する。

3 第1項の規定により脱退した構成員があるときは、残存する構成員の責任分担割合は、脱退した構成員が脱退前に有していた割合を、残存する構成員が有している割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

(構成員の除名)

第15条 当コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが研修事業受託期間中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、名古屋市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(研修事業受託期間中における構成員の破産又は解散に関する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが、研修事業受託期間中において破産又は解散した場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、名古屋市及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵の担保責任)

第18条 当コンソーシアムが解散した後においても、当該研修事業受託期間中につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(委任)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇ほか〇〇団体は、上記のとおり〇〇コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

名 称
代表者名

印

名 称
代表者名

印

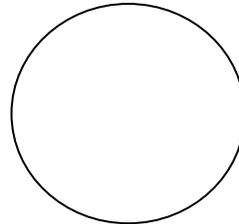
応募、協定の締結、委託料請求・受領等使用印

代表者

団体印

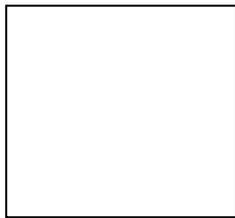


代表者印

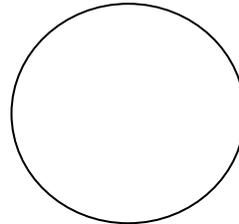


その他の構成員

団体印



代表者印

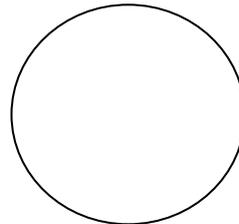


その他の構成員

団体印



代表者印



注) 構成員が2者又は4者以上の場合、適宜その他構成員欄を削除又は追加すること。